

緊急一時保育のご利用に当たっての注意事項

1 利用要件を確認する書類の提出について

- ① 保護者の入院・通院の場合 医療機関の領収書等を提出していただきます。通院の場合は、1回ごとにご提出いただきます。
- ② 保護者の自宅療養の場合 医師の診断書を提出していただきます。
- ③ 保護者の出産の場合 ①に準じます。
- ④ 入院・通院している家族の介護（付き添い）の場合 医療機関の領収書等を提出していただきます。
- ⑤ 別の場所に住んでいる家族の自宅へ行って介護を行う場合 その家族が要介護の状態にあることを証明する医師の診断書及び被介護者申請書を提出していただきます。
- ⑥ その他の場合 提出していただく書類を保育園長と協議していただきます。

※ 保育園長が、利用要件を確認するために、上記以外の書類の提出を求めた場合には、ご提出願います。

2 児童の健康状態の申告について

アレルギー等の児童の健康状態に関する情報は、正しく申告してください。必要な情報が提供されずに、不測の事態が発生しても、保育園として責任は負えません。

3 利用日数の制限について

ひと月に7日以内の短期利用については、区立保育園全園での利用が対象となります。（一園で7日以内ではありませんので、ご注意ください。）

4 出産を理由とすること利用について

別途お渡しする注意事項をお守りください。

5 キャンセルや時間変更等のご連絡について

キャンセルする場合は、できる限り早くご連絡願います。また、児童の送り迎えの時間を変更する場合にも必ずご連絡願います。

38℃以上の発熱があり、利用日当日に解熱後 24 時間を経過していない場合はお預かりできませんので、ご了承ください。

6 利用料について

利用日の翌月中旬から下旬に納付書を郵送しますので、必ず指定期限内にご納付ください。

7 その他

保育園から指示する注意事項をお守りください。

以上の注意事項について違反した場合又は利用要件に該当しないのに偽って利用した場合は、以後、緊急一時保育の利用はできません。